

国立市工事成績評定基準

(目的)

第1条 この基準は、国立市が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公共工事の品質の確保を図るため、公正かつ適切な評価を実施することにより、受注者の適正な選定及び指導育成等に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、1件の請負金額が建築工事にあつては1,000万円以上、土木工事、設備工事およびその他の建設工事にあつては500万円以上の請負工事について行うものとする。ただし、次に掲げる請負工事については、評定を省略することができる。

(1) 災害等に伴う緊急工事

(2) 検査担当課長が成績評定を必要としないと認める工事

(評定者)

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 国立市検査事務規程（昭和59年3月訓令（甲）第6号）第2条に規定する検査員のうち、当該工事の検査を担当した検査員（以下「検査員」という。）

(2) 国立市契約事務規則（昭和39年6月規則第19号）第60条第1項に規定する監督職員で、当該工事の監督を担当した者（以下「担当監督員」という。）

(3) 工事を所管した課の工事担当係の長（以下「主任監督員」という。）

(4) 工事を所管した課の課長（以下「総括監督員」という。）

(評定の時期)

第4条 評定者は、原則としてしゅんこう検査終了日の翌日から起算して後10日以内（土曜日、日曜日および祝日等を除く。）に評定を行わなければならない。

(評定の方法)

第5条 評定者は、請負工事ごとに、工事成績評定表（第1号様式。以下「評定表」という。）および工事成績採点表（第2号様式）により、それぞれの評定区分に従い、評定を行う。

2 本体工事の追加工事として同一受注者が請け負った工事の評定は、同一工事とみなし、本体工事の評定するものとする。

3 主任監督員が工事を担当したとき、その他特別な事由により主任監督員が担当監督員として評定を行うときは、総括監督員が主任監督員の評定を兼ねることができる。

(評定結果の取りまとめ)

第6条 検査員は、検査員の評定並びに総括監督員、主任監督員及び担当監督員の評定を取りまとめ、評価を行い、評定表及び工事成績評定報告書（第3号様式。以下「報告書」という。）に評定結果を記録する。

2 前項の評価は、別表に定めるところによる。

(評定内容の確認及び結果の報告)

第7条 検査担当課長は、評定者に対し評定の内容等について説明を求めることができる。

2 検査担当課長は、評定結果を報告書により、総括監督員および総務課長に報告する。

3 検査担当課長は、評定の実施状況について、年度中および年度終了後に市長に報告する。

(評定表の保存)

第8条 評定により作成した評定表等は、行政管理部検査担当で保存、管理するものとし、保存年限は5年とする。

(評定結果の処理)

第9条 第7条第2項に規定により報告を受けた総務課長は、工事成績評定通知書(第4号様式)により、評定結果および項目別評定点を受注者に通知する。

2 総括監督員は、著しく総評定点が低い受注者については、是正計画書(第5号様式)を工事所管課に対して提出させなければならない。

(評定結果の説明責任)

第10条 前条第1項の規定により通知を受けた受注者は、その評定内容に疑義がある場合に限り、工事成績評定通知書の通知日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日および祝日等を除く。)に総務課長に対し、書面(第6号様式)をもって説明を求めることができる。

2 前項の規定により説明を求められた場合は、総務課長は、検査担当課長および総括監督員と協議のうえ書面(第7号様式)により回答するものとする。

(評定結果の公表)

第11条 総務課長は、評定結果が総評定点85点以上の工事について、次の各号に掲げる事項を市のホームページで公表するものとする。

(1) 総評定点

(2) 工事件名

(3) 履行場所

(4) 工期

(5) 受注者名

2 公表は、第7条第3項に掲げる評定の実施状況の報告の後に行うものとし、公表する期間は、公表した日から1年間とする。

(評定結果の運用)

第12条 総務課長は、評定結果について、必要に応じて国立市指名業者選定委員会に報告する等、評定結果の有効かつ効率的な運用に努めなければならない。

付 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成25年5月20日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和3年7月26日から施行する。

別表

評価区分	総評定点	
A	85点以上	
B	75点以上	85点未満
C	65点以上	75点未満
D	60点以上	65点未満
E	60点未満	